

# 平成 30 年 第 2 回 筑紫野市議会定例会（6 月）

## 提出議案について

平成 30 年第 2 回筑紫野市議会定例会（会期：6 月 8 日から 6 月 26 日まで）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

報告第 2 号	専決処分の承認について（筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について）
<p>報告第 2 号から報告第 4 号までの 3 件は、地方税法等の一部を改正する法律が、本年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 3 月 31 日付で専決処分を行ったものであり、同条第 3 項の規定に基づき、報告し承認を求めるものです。</p> <p>本件の主な内容は、新築住宅に係る固定資産税の、特例措置の期間延長です。</p>	
報告第 3 号	専決処分の承認について（筑紫野市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
<p>主な内容は、バリアフリー改修が行われた劇場や、音楽堂に係る都市計画税の減額措置の創設です。</p>	
報告第 4 号	専決処分の承認について(筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
<p>主な内容は、国民健康保険税の課税限度額を見直し、基礎課税額の限度額を 58 万円に改正し、4 万円引き上げるものです。また、軽減判定所得の基準を見直し、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、被保険者数に乗ずる金額を 27 万 5 千円に、2 割軽減の対象となる世帯については 50 万円に改正し、軽減対象世帯を拡大するものです。</p>	
報告第 5 号	平成 29 年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
<p>「認知症高齢者グループホーム防災改修支援事業」から「公共土木施設災害復旧事業」までの 7 件であります。本件は、地方自治法第 213 条の規定により、平成 29 年度中に事業が終了しないものにつきまして、議会の承認を受け、繰越明許費により平成 30 年度へ予算を繰り越しております。</p> <p>この場合に、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、</p>	

議事に報告しなければならないことになっておりますので、報告します。	
議案第 37 号	福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
<p>議案第 37 号から議案第 46 号までの 10 件は、平成 30 年 10 月 1 日から筑紫郡那珂川町が、市制施行により那珂川市となることに伴うものです。</p> <p>本件は、福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部を変更する必要があるため、関係市町と協議することについて、地方自治法第 252 条の 6 の規定により議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 38 号	福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
<p>本件は、福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部を変更する必要があるため、関係市町と協議することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 39 号	筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について
<p>本件は、筑紫公平委員会設置規約の一部を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 40 号	筑紫自治振興組合規約の一部変更に関する協議について
<p>本件は、筑紫自治振興組合規約の一部を変更する必要があるため、構成自治体と協議することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 41 号	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
<p>本件は、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 42 号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
<p>本件は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、関係市町村と協議することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 43 号	筑紫地区障害支援区分等審査会の共同設置に関する規約の一部変更に関する協議について
<p>本件は、筑紫地区 4 市 1 町で共同設置しております筑紫地区障害支援区分等審査会の共同設置に関する規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求</p>	

めるものです。	
議案第 44 号	筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部変更に関する協議について
<p>本件は、筑紫地区4市1町で共同設置しております筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 45 号	福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について
<p>本件は、利用者の利便を図るため、福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民に貸出利用に供しているが、その規約の一部を改正するものです。</p>	
議案第 46 号	福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について
<p>本件は、利用者の利便を図るため、福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民に貸出利用に供しているが、その規約の一部を改正するものです。</p>	
議案第 47 号	財産(物品)の取得について
<p>議案第47号及び議案第48号は、いずれも、新庁舎に整備する備品を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>本件は、執務室、倉庫、書庫に整備するキャビネット、ラック等を購入するものです。取得の方法は指名競争入札、取得金額は2千696万7千600円、契約の相手方は朝倉市甘木187-2、株式会社カジワラ商事 代表取締役 梶原教義氏です。</p>	
議案第 48 号	財産(物品)の取得について
<p>本件は、会議室、多目的ホール、研修室、庁議室に整備する机、椅子、パーテーション等を購入するものです。取得の方法は指名競争入札、取得金額は2千390万400円、契約の相手方は筑紫野市紫二丁目2番10号、株式会社オフィスステーションカジワラ 代表取締役 梶原日出男氏です。</p>	
議案第 49 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

<p>本件は、辺地に係る公共的施設を整備するための第11次3ヶ年計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 50 号	筑紫野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が、市制施行により那珂川市となることに伴い、筑紫野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正するため議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 51 号	筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税の所得課税の見直し、たばこ税の税率の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 52 号	筑紫野市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特例措置の創設等を行うため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 53 号	筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、特例対象被保険者の確認書類の提示義務を廃止するため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 54 号	筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例で引用している条文の一部を改正するものです。</p>	
議案第 55 号	筑紫野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、福岡広域都市計画地区計画筑紫駅北地区の都市計画決定に伴い、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 56 号	平成 30 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 1 号）について
<p>補正の内容は、歳出予算といたしまして、公民館の備品購入に対する助成として 230 万円、高齢者施設の防火対策に対する補助として 326 万 2 千円を増額するものです。</p>	

これに見合いの歳入予算といたしましては、民生費国庫補助金 326 万 2 千円、助成金として 230 万円を増額するものです。このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 556 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 340 億 1,856 万 2 千円とするものです。